

# 老健局 重点事項説明資料

平成25年2月20日(水)  
全国厚生労働関係部局長会議

# ～ 目 次 ～

1. 震災復興に向けた今後の取組の推進について	1
2. 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応 について	8
3. 地域包括ケアシステムと市町村(保険者)の役割について	10
4. 互助の活用について	27
5. 認知症施策について	35
6. 社会保障と税の一体改革における介護保険制度の対応について	47

# 1. 震災復興に向けた今後の取組の 推進について

- ① 窓口負担の免除・保険料の減免について
- ② 介護等のサポート拠点について
- ③ 地域支え合い体制作り事業について
- ④ 福島県相双地域等への介護職員等の応援に  
ついて

# 東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

## 震災発生(平成23年3月)から1年間

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方等について、窓口負担を免除・保険料を減免
- 国により**全額を財政支援**(平成23年度補正予算 及び 特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 :平成24年2月末まで
- ・ 保険料 :平成24年3月分まで

※ 特別調整交付金とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険制度等の仕組み)

## 警戒区域等

- 東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方については、窓口負担の免除と保険料の免除を**1年延長**
- 国により**全額を財政支援**(平成24年度予算 及び 特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 :平成25年2月末まで
- ・ 保険料 :平成25年3月分まで

## 特定被災区域(警戒区域等以外)

- その他の被災地域の住民の方については、窓口負担の免除及び保険料の減免を**平成24年9月末まで延長**
- 国により**全額を財政支援**(特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 :平成24年9月末まで
- ・ 保険料 :平成24年9月分まで

- 東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方については、窓口負担の免除と保険料の免除を**さらに1年延長**
- 国により**全額を財政支援**(平成25年度予算案 及び 特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 :平成26年2月末まで
- ・ 保険料 :平成26年3月分まで

- 平成24年10月以降、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる
- 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内の額を財政支援**(特別調整交付金)

(注1) 「警戒区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③旧緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。

## 概要・目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備。
- 介護等のサポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度第一次補正予算70億円、第三次補正予算90億円、平成25年度予算(案)で23億円を計上。  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業分」)

### 設置箇所数(うち開設済)

岩手県

宮城県

福島県

115箇所(112箇所)

28箇所(27箇所)

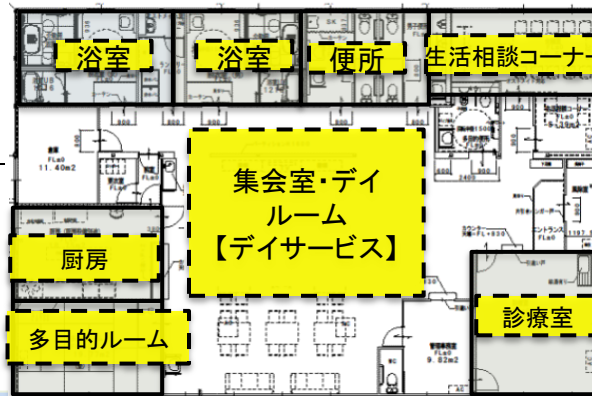
62箇所(61箇所)

25箇所(24箇所)

※平成24年12月7日時点

## サポート拠点の一例(岩手県釜石市)

- 東京大学高齢社会総合研究機構と協力し、総合相談、デイサービス、訪問看護、地域交流、診療機能等の機能を有する総合的なサービス拠点として整備。仮設住宅を1つの“まち”と捉え、仮設住宅と一体的に整備。
- ※ 周辺の仮設住宅の状況：釜石市平田総合公園仮設住宅 [戸数] 278戸
- 高齢者の孤立防止や地域との交流に配慮した「コミュニティケア型」の仮設住宅を建設。



### 主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流



集会室・デイルーム



浴室



サポートセンター外観

# 介護等のサポート拠点の活動状況

【サポート拠点(115箇所)の主な実施状況(平成24年12月7日現在)】

【平成24年2月1日現在のアンケートに回答のあった62箇所の概要】

総合相談・見守り  
(実施箇所数:99箇所)

- 1日あたり数名～10名程度が利用
- 週5～6日(岩手県、宮城県)・毎日(福島県)開設

デイサービス  
(実施箇所数:25箇所)

- 1日あたり10名～15名程度が利用、週5～6日開設
- 全て介護保険の通所介護の指定を受けている

配食サービス  
(実施箇所数:10箇所)

- 1日あたり数名～10名程度が利用
- 毎日又は週5～6日提供

地域交流サロン  
(実施箇所数:93箇所)

- 1日あたり10名～20名程度が利用
- 週1～2日(岩手県、宮城県)から週5～6日(福島県)開催
- サロンでは、お茶会、ヨガ教室、おやつづくり、健康づくり教室、地域交流会等を開催

その他のサービス

- 子どもの一時預かり(回答数:6箇所)  
→1日あたり数名程度が利用、週5～6日開催
- その他、介護予防教室、浴室の仮設入居者への開放等を実施

# 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成25年度予算額（案） 23億円

平成23年度1次補正予算額 70億円

平成23年度3次補正予算額 90億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- **積増先**： 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- **対象地域**： 岩手県、宮城県、福島県  
⇒ 現行、24年度限りの基金を25年度まで延長
- **事業内容**

## ① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

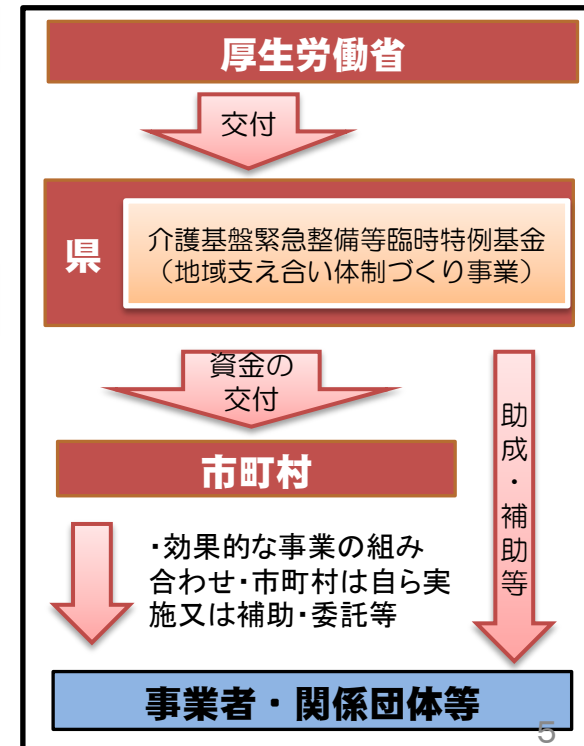
## ② 孤立防止、介護予防等を支援する取組（活動例の追加）

一般の仮設住宅のほか、特に民間賃貸仮設住宅の入居者の孤立防止、介護予防等を支援するサポート拠点等の取組に対して、支援する。

（活動例）

- ・ 仮設住宅高齢者世帯（民間賃貸分含む）等への訪問相談援助活動（全世帯等ローラー作戦等）
- ・ 高齢者の健康・生きがいがづくりや社会参加につながる活動
- ・ 復興のまちにおける地域支え合い体制づくりやサポート拠点機能の維持

<参考> 事業実施までの流れ



# 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることを決定。  
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。  
(平成24年12月25日)

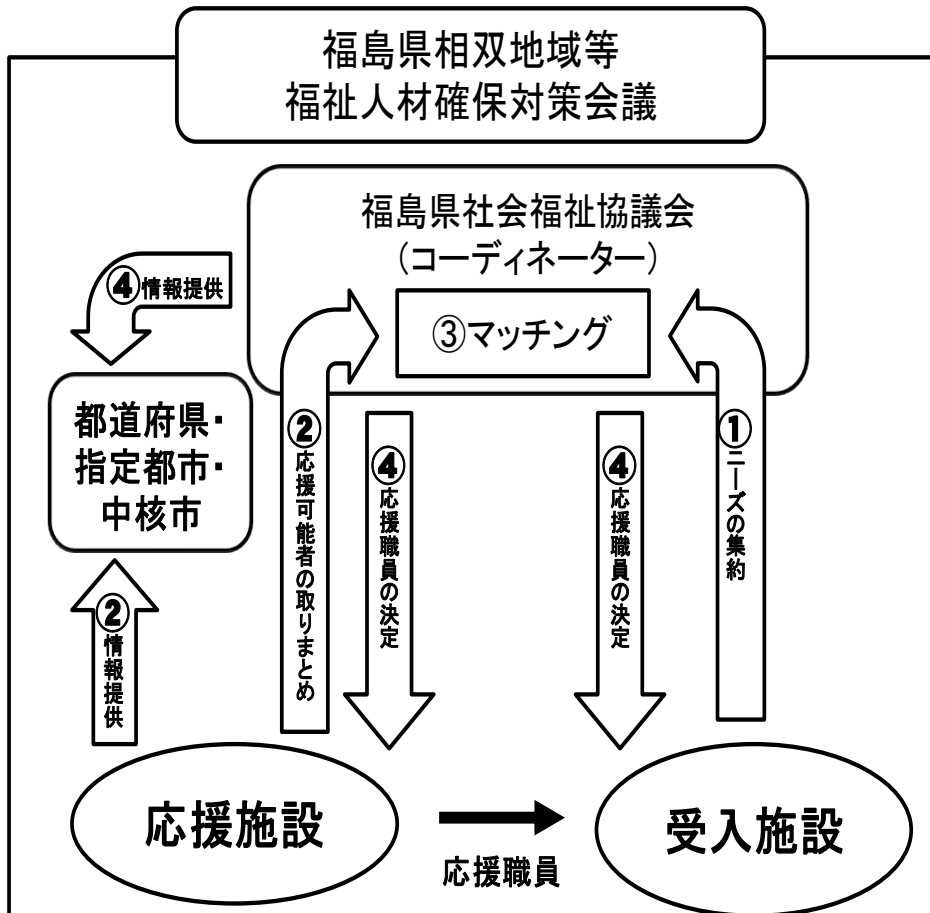
(参考) 介護職員不足の状況(福島県による調査)

	職員が減少した施設数(か所)			左記施設における職員の減少数(人)		
	H24.2 調査	H24.9 調査	差引	H24.2 調査	H24.9 調査	差引
福島県全体	71	62	▲ 9	226	217	▲ 9
相双地域	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>▲ 2</b>	<b>49</b>	<b>33</b>	<b>▲16</b>
いわき市	<b>12</b>	<b>10</b>	<b>▲ 2</b>	<b>43</b>	<b>45</b>	<b>2</b>
相双地域等計	<b>20</b>	<b>16</b>	<b>▲ 4</b>	<b>92</b>	<b>78</b>	<b>▲14</b>

- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、平成24年6月から12月末までの **延べ応援人数は 101名**  
平成25年1月から 3月末までの **延べ応援人数は 44名**(見込み)



(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



- ①相双地域等のニーズ(希望する応援期間、職種、人数等)を集約
- ②応援可能者の応募のとりまとめ(都道府県等へ情報提供)
- ③受入施設のニーズ、応援可能者の応募内容のそれぞれの内容をマッチングし、応援職員を選定
- ④正式決定後、受入施設、応援施設及び都道府県等へ通知

福島県相双地域等福祉人材確保対策会議  
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

## 2. 長崎市の認知症高齢者グループ ホーム火災とその後の対応について

# 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応について

## 【火災の概況】

- 出火：平成25年2月8日（金）19：40分頃
- 施設：グループホームベルハウス東山手
  - ・入居者数 9名（うち1名短期入居者）
  - ・鉄骨造一部木造4階建
    - 1、2階がグループホーム（以下「GH」という）
    - 3、4階は事務所と住宅の用途
  - ・GH部分の床面積：270.36㎡

消防法施行令に基づくスプリンクラー設置義務のかかる対象施設(275㎡以上)には非該当

- 死傷者数：
  - ・死者 4名  
内訳（GH利用者3名、一般住宅の居住者1名）
  - ・負傷者 8名  
内訳（GH利用者6人、職員1名、一般住宅の居住者1名）

## （参考）過去のグループホーム火災とその後の対応

- 平成18年1月8日発生（長崎県大村市）  
やすらぎの里さくら館：死者7名、負傷者3名、延床面積：279.1㎡

- ◇ 275㎡～1,000㎡未満のGH等へのスプリンクラーの設置費用補助（平成21年4月～）
  - ※ 消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置面積の義務の引き下げ 1,000㎡→275㎡へ（平成19年6月改正 平成21年4月1日施行）
- ◇ 夜間人員配置基準を強化：宿直不可とし、夜勤の義務づけ（平成18年4月～）

- 平成22年3月13日発生（北海道札幌市）  
グループホームみらいとんでん：死者7名、負傷者2名、延床面積：248.43㎡

- ◇ スプリンクラーの設置が義務づけられていない275㎡未満のGH等にスプリンクラー設置費用を補助（平成22年9月～）
- ◇ GHの事業者が避難訓練等を実施するに当たり「地域住民の参加が得られる」ための運営基準の一部改正（平成22年9月～）
- ◇ 夜間人員配置基準のさらなる強化：ユニットごとに1人の夜勤（2ユニットで1人の夜勤を認めていた例外規定の廃止）（平成24年4月～）

## 今後の対応

※平成25年2月9日付 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」

## 防火安全体制の徹底

- ・防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保等の点検等の周知徹底
- ・非常災害対策に係る各項目の実施状況等の点検
- ・消火設備の設置状況の点検

## スプリンクラー未設置のグループホームへの積極的な補助制度の活用

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用を図り、積極的なスプリンクラー設備の設置